

内閣参質一二〇第一七号

平成三年三月十九日

内閣総理大臣 海部俊樹

参議院議長 土屋義彦 殿

参議院議員下村泰君提出神奈川県横須賀市の福祉関連施設に隣接してのごみ埋立場建設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員下村泰君提出神奈川県横須賀市の福祉関連施設に隣接してのごみ埋立場

建設に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

一般廃棄物の最終処分場は、国民の日常生活に伴つて生ずる廃棄物を処理し、快適な生活環境を保全するために不可欠な基盤施設の一つであり、その設置及び維持管理が適切に行われるよう廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）において、施設の構造、維持管理等に係る技術上の基準等について所要の規定が設けられているところである。

また、地方公共団体に対しては、一般廃棄物の最終処分場の設置に際して、ごみの埋立て等による大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の環境影響について事前評価を行うこと、交通渋滞の防止、美観の保持、緑化等周辺の環境条件について十分配慮すること、埋立て完了後

における跡地利用について十分配慮すること等の指導を行つてあるところである。

一般廃棄物の最終処分場が計画されている地域周辺に御指摘のような施設があつた場合であつても、地域の実情に応じて周辺の住民及び施設の意見にも十分配慮した上で、これらの指導に従つて設置が行われるものであれば、御指摘のような問題が生ずるものではないと考えている。